

総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 平成 30 年 2 月 21 日（水） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 吉津委員長・江原副委員長・田村委員・三輪委員・
長尾委員・岩藤委員・橋本委員・綾城委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・岡田次長・佐伯書記
8. 協議事項
3 月定例会本会議（2 月 19 日）から付託された事件（議案 6 件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 10 時 22 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

平成 30 年 2 月 21 日

総務民生常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 製 者

佐 伯 加 寿 馬

吉津委員長 おはようございます。本日の出席委員については委員8人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。それではこれより、本会議で本委員会に付託されました議案6件について、審査を行います。それでは、議案第2号「平成29年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。歳入と歳出を一括して審査します。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 歳出でございますけども、「国民健康保険事業特別会計」につきましては、補正予算書114、115ページ、「第2款 保険給付費」「第1項 療養諸費」及び「第2項 高額療養費」では、一般被保険者に係る療養給付費及び高額療養費につきましては、1人当たりの医療費が前年度に比較して減少し、被保険者数も9ヶ月間で約500人減少していることから、9ヶ月間で前年同期比5%以上、額にして約1億2,645万円の減少となっております。このことから、本年度の医療費が前年度を大きく下回ると見込まれることから、1億8,400万円の減額を行うものです。次に、補正予算書116、117ページ、「第3款 後期高齢者支援金等」では、国保の被保険者数が当初の見込みを下回ったことにより、1,109万8,000円の減額、「第6款 介護納付金」では国保の2号被保険者数が当初の見込みを下回ったことにより、1,970万2,000円の減額、「第7款 共同事業拠出金」では、支出実績による確定金額により4,630万8,000円の減額を行うものでございます。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第2号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第4号「平成29年度長門市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。歳入と歳出を一括して審査します。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 「介護保険事業特別会計」でございますけども、これも歳出でございますが、補正予算書138、139ページ、「第2款 保険給付費」「第1項 サービス等諸費」「1目 介護サービス給付費」では、介護認定者数の増加や介護職員の処遇改善等を見込み予算計上していたところですが、認定者数が見込みより少なかった等の理由により、決算見込額が当初の見込みを下回ることから、3,000万円の減額を行うものです。同じく、「第3目 施設介護サービス給付費」では、介護職員の処遇改善等を見込み予算計上していたところで

すけども、決算見込額が当初の見込みを下回ることから、2,000 万円の減額を行うものです。次に、補正予算書 140、141 ページ、「第 6 項 特定入所者介護サービス等費」では、平成 29 年 3 月の地域密着型特別養護老人ホーム 19 床の開設に伴う対象者の増加や、近年の給付費が増加傾向にあることを勘案し予算計上したところでございますけども、対象者が見込みより少なかった等の理由により、決算見込額が当初の見込みを下回ることから 1,000 万円減額を行うものでございます。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 1 つだけ。地域密着型の特養の件ですけれども、特養は 200 人近い待機者がいる中で、地域密着型として市の管理の元に設定できるというふうに思っていますけれども、せっかく作ったのにそれがなかなか予定通りに 19 床、19 人分確保できなかった理由について教えていただきたいと思います。

岡介護支援係長 介護支援係の岡と申します。よろしくお願いいたします。今回ちょっと補足説明で自分の説明が至らなかったんですが、地域密着型の特養の入所者につきましては、満床になっておりまして、一応 19 床は埋まっている状態になっております。

吉津委員長 ほかにございませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 4 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 4 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 5 号「平成 29 年度長門市電気通信事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。歳入と歳出を一括して審査します。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 給与改定に伴う職員人件費の調整を行ったもので、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 5 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 5 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 6 号「平成 29 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。歳入と歳出を一括して審査します。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 補足説明は特にございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑

はありませんか。

田村委員 保険料徴収のことですが、特別徴収と普通徴収があるんですけども、これ徴収率が例年、特別徴収と普通徴収でずいぶん差があるんですね。28年度で言えば特別徴収が、1月の時点ですか、68.66%、普通が81.48%、昨年が64.67%、83.8%、普通徴収と特別徴収に差があるのは何か根本的な理由があるんでしょうかね。

中野保険課長 おはようございます。保険課中野と申します。よろしく申し上げます。普通徴収と特別徴収というのは、そもそも徴収方法が異なっておりまして、特別徴収というのは年金からの天引きとなっております。それから普通徴収というのは、それぞれの納付通知書、もしくは口座振替となっております。特別徴収のほうは、年6回の給付の年金から引き落とします。ですから天引きですので、100%落ちるというところがありますので、1月時点で4月、6月、8月、10月、12月の5回分の保険料が落ちます。ところが普通徴収のほうは、7月からの徴収開始で、年9回の保険料の納期があります。このスタートが7月、8月、9月、10月、12月、1月となっておりますので、9回分の6回と、6回分の5回の違いで、保険料の収納率の違いが出ております。このような原因で収納率がそもそも違っているということになると思います。

吉津委員長 ほかにございませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:39 —

— 再開 9:40 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。次に議案第19号「長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 特別職の期末手当につきましては、これまで人事院勧告を基本に県内他市や一般職員との均衡を考慮したうえで、国における指定職の期末手当支給月数に準じて改定してきた経緯から、2017年の人事院勧告、国家公務員の給与改定に準じ、年間3.25月分を0.05月分引き上げて、年間3.3月分に改正するものです。以上です。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

長尾委員 ただいま総務部長より今回の引き上げについて説明がありましたが、一つお尋ねをしたいのですが、現在特別職 3 名ですけど、懲戒処分中ではないですかね。そのあたりはいかがですか。

藤田企画総務部長 12 月定例会にご提案して議決いただいておりますけど、個人事業主である設計士等に対する委託料に係る所得税等の源泉徴収もれにつきまして、市長はじめ 3 役が、この責任を痛感されまして本年 1 月から 3 月までの給料 10%を減額することについて、議会の議決を経て現在 10%の減額を行っているところです。

長尾委員 私は疑問に思うのは、先ほど提案の説明をおっしゃいましたけども、懲戒処分中であるということについて、こうした 10%の減額を 3 か月とはいえ、もう一方の期末手当、俗にいう賞与とかボーナスとかいわれますけど、これについては、上げるというのは、その点のバランスというか、バランスというのもおかしいね、まあ、片一方は下げて片一方は上げるというのは、ちょっと感覚的に疑問がありますけど、その点は提案された執行部はどのように思っておりますか、お願いしたいのですが。

藤田企画総務部長 いわゆる懲戒処分ということではなくて、市長をはじめ 3 役が自ら給料をカットすることについて、カットされているというふうに認識をしております。今回の期末手当の改定等につきましては、これまでも一般職員、それから他自治体等との均衡を考えて人事院勧告に基づいて改定をしているところですので、それとは別の問題として今回提案させていただいているところでございます。

長尾委員 一般職と他市との均衡と言われるけど、今回は昨年の 12 月の期末手当の関係では、5 名ほど最終的に反対者が、本会議でね、おったんですけど。今回は、29 年度ですか、通年と違うのはね、6 月からですか、最初に消防署のパワハラの問題。29 名が受けて、そして 2 名の職員が退職も余儀なくされておると。こういう大きな規律的な問題も生じておる。そのときも市長自ら 10%、1 か月されておった。そしてそのうちまた、深川中のいじめ問題が出て、昨年の 12 月は、最後に追い打ちみたいな形で源泉所得税の徴収漏れ、徴収しない誤りがあったということで、市に対しても 141 万 6,000 円ですか。結局事業主が払われない、市が、行政の誤りで損失補てんをしておりますよね。これから考えると、今回はやはり片一方は自ら下げて、片一方はボーナスとして上げるということは、どうもね、市民感情からしてもおかしいんじゃないかと、私も感じるわけですよ。その点は通年と違う、特に今回は消防、いろいろこう問題の、最後も市に損害を与えるような所得漏れもあったし、そういうことからして、どうも今回はそうした疑問がある。本来ならば、私は提案されないんじゃない

かというふうに思っていたわけです。議会は、議会の研究会でいろいろありましたけど、当然こういうことも、これも含めた考えで提案はしないほうが適当だろうというふうに感じておったところですけど。通年と違って今回は特にそういう問題がある中での今回の提案をいうことを改めて、そのことについてもお聞きしたいと思います。

藤田企画総務部長 度重なる不祥事等、私としても大変申し訳なく思っております。その中で市長をはじめ 3 役の特別職につきましては、自らの責任を痛感され、自らその給料等を減額されております。今回の案件につきましても、これまで以上に 10%、3 か月という非常に厳しい内容で給料カット等をされているところです。期末手当につきましては、繰り返しになりますけど、一般職との均衡を考えて人事院勧告が 4 月に遡って改定をするということもありますので、今回期末手当の改定について提案させていただいております。

長尾委員 人事院勧告あるいは均衡もあると言われるけど、これは必ずですね、その市の事情にもよると思うんですよ。なにかなければ、当然私は今までもずっと賛成もしてきたし、今回はちょっと他市と違う、大きな事情がある。その点が問題じゃないかと考えております。あとから、行ったりきたりですから、ほかの議員さんの意見もぜひ伺って、そして最終判断をさせてもらおうと思いますけど、動議として委員間討議をお願いしたいと思います。

吉津委員長 ほかの質疑はございませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。ただいま、長尾委員より、委員間討議の動議が出されました。委員間についてのご異議はございませんでしょうか。なしと認めます。この際、暫時休憩します。執行部の皆さんは退席をお願いします。

— 休憩 9:50 —

— 再開 9:51 —

吉津委員長 これより、委員間討議を始めます。最初に長尾委員に発言を求めます。

長尾委員 時間を取りましてすいません。ただいまの執行部のほうに質疑もいたしましたが、今回はこれまでと違って大きな問題があると思います。先ほど部長のほうから市長ほか特別職の自らの減額と言われておりますが、それは当然そういうことだろうと思いますけど、今回これについてはやはり、行政として今回議案として出すのはやはりそういう背景を踏まえて大きな問題があるんじゃないかと。特に通年と違ってこの度については、特にそういう思いがあります。記憶に新しいと思いますけど、消防署の関係のパワハラ問題、大きく紙面に載せられておりましたし、先ほど申しましたように、これに伴って 2

名の若い職員が退職を余儀なくされておる。そして分限免職で退職者も出しておるということでありまして、そして極め付けは 12 月の行政のミスで市にも 141 万 6,000 円でしたか、その損失も与えて、それも今回出ておるということで、今までの年と違った状況のことで、そうした中で期末手当とは言え、賞与とか一般にボーナスと言われまして、これはご褒美なんですよ。意味合いが。そういうことからすると、片一方は自らして、片一方は上げるとなると一般的に感覚的にどうも、私はそうした物事として、これこそ片手落ちじゃないけど、片一方は下げて片一方は上げるというのはなかなかそうした、上げることによって今までの市長自らの分が帳消しになりかねないというように私は考えております。だからこの点について私も最終的な判断も悩んでおりますけども、委員の皆さんのご意見等お聞かせ願えて判断といたしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

吉津委員長 今長尾委員のほうより、皆さんのご意見を伺いたいとのお話がございました。

三輪委員 ちょっと事務局に確認しますが、これはいつ時点の報酬を基準にするわけですか。

永田議会事務局長 いわゆる期末手当のアップ分は、本来 4 月に遡りますので、いわゆる差額分が上がるということ、来年の 6 月。

三輪委員 だから現在は 10%引かれていますよね。

永田局長 それは 6 月 1 日の報酬を基準に。

田村委員 ごつくばらんに話しますが、いろいろ不祥事がありました。長尾委員の言われるとおりです。でも私思うんですけど、たとえば消防署の問題、これ一番責めを負うのは、消防長ですよ。でしょう。直接的に。でも制度としてそういうわけにはいかない。全体の責任者として市長が責任を取ると。それぞれの不祥事というのは再発防止というのが一番大きな問題なんですけども、給料を減額したりして、市長自らが自分の姿勢を正すということで、クリアしたという形にしていけないと、いつまでもあのときにこうだった、このときにこうだったということばかりでしたんじゃあ僕は、これ話は進んでいかないと思うんですよ。今回の賞与が上がるというのは制度として上げていく。3.25 ヶ月分を 3.3 ヶ月分にするという制度として認めていく。個々人の失策とかミスとかそういうものを勘案してやる形ではありません。というふうに僕は思っています。それともう 1 つ、長尾委員もいろいろこれから議員自身の報酬とかの問題もありますけど、これ市民感情という言葉。これほど実態のないものはないんですね。正直言って。これは我々今から市民と向かい合っていきますけれども、非常に市民感情というのは、非常に難しい。我々はよく吟味して本当に分かっておっしゃっていただいているのか、市民感情という場合。言われる市

民の方が。たとえば議員のボーナスとか全く 100%反対という方は、言われますけども、その根拠は何一つ出てきていない。だから話しようがないんですね。市民感情と言われたら。とにかく失策したら徹底的にやっつけるという。そうしないと気がすまん。という形で我々はちょっといきすぎたような判断をされる方については、やっぱり市民感情というものには私はちょっと一瞬引くなという形で。私は、市長は自ら今回も、来月まで自らを罰しておられるという、そのことは、私は評価して、これは制度として良いんじゃないかというふうに思っていますから、ちょっとなかなか難しい問題で、長尾さんに反論するつもりはないんですけども、こういう考え方もあるのかなというふうに思っています。

三輪委員 確かに車検切れからサザエ、それともう 1 回車検切れがあつて、消防署等いろいろと毎年毎年いろんなことがあるわけですから、市長も大変職員のことについては頭が痛いと思いますが、その都度、市長としては自らを罰して報酬等の削減等をされております。その点は評価するんですが、今回の期末手当の差額分ということに対しては、そこまで自ら罰して、その都度罰しておられますので、国の制度に従って差額分を出すということについてそこまで目くじらを立てて言う必要は、私は無いんじゃないかなというような気はしております。

綾城委員 私もこの問題はちょっと難しくて、あまり法律とか勉強しているわけではないので、率直な感想なんですけど、田村委員と三輪委員に被りますが、一応市長が自ら 3 ヶ月減給したということで、一定の責任を取っているというふうに私は認識していて、トップとして一定のけじめをつけたと。つけているというふうには一応認識はしています。ですので、それぞれ別の問題として 1 つ 1 つ捉えてやっていったほうが良いのではと、率直な感想ですが思っているところであります。

岩藤委員 私も市長自ら 3 ヶ月の減給とか、その時その時で出されていますし、ただ長尾委員が言われたことに関して、改めてそういうふうにも考えるべきなのかなというふうにも感じましたが、今回の件につきましてはやはり、今皆さんがおっしゃったように、襟を正すじゃないですけど、今消防のほうがかつこう多かったなというふうなことは感じます。消防長はどのような訓示をされたかというのも明確に聞こえていないんですけど、それを私たちもきちんとどういうふうにされたのか。辞めた消防士についても有能な消防士ということもちょっと聞きます。そういうふうな中で、今から公務員の資質というのがすごく問われてくる時代になる中で、首長の役割というのはすごく責任が重大になってくるのかなというふうにも感じております。その中で市長自ら考えて出されて執行部がこのような提案をされたというふうに思いますので、今回、私は賛

成をしたいと思っております。

江原委員 皆さん言われているので、私の感想というか意見を言わせていただくと、今 3 役は給料減額されているんですけども、それは制度としてはきちんとある水準から 3 ヶ月下げていらっしゃる、自ら下げていらっしゃるということなので、あるべき水準というのが今回この議案で上げる、下げるという話なので、あるべき水準はそれで良いと思うんですね。今回出させていただいて上がる。それはそれで良いと思うんです。それをもらえるかももらえないかというのはご本人たちの意識の問題で、自分達が 3 ヶ月間給与を減額して責任を取ったと思われるのと同じように、これだけ世間を騒がせて市民を不安にさせているという気持ちがあれば、自らこれをもらわないと。だから市議会と一緒にですね。ですからそれは制度としてあるべき水準に上げるというのは認めても良いんじゃないかと。それをもらう、もらわないというのは本人たちの政治家というか、特別職としての意識の問題で、もしそういうつもりがなければ多分そのまま今回の議案でもらわれる話なので、それは市民の皆さんがあれだけあるのにちゃんともらうんだなという判断を、市民の皆さんがそれぞれされるんじゃないかなということで良いんじゃないかなと思うんですね。制度としてはあるべき水準に上げるということで良いんじゃないかなというふうには思います。

橋本委員 私はこの市民感情をどう捉えるかが一番問題だと思うんですね。市民感情をもろに重く受け止める人には反対だろうし、軽く、軽くって言ったらおかしいけども、市民感情を軽くじゃないけどもそんなに重く受け止めなければ賛成だと思います。私の個人的な感情としては、これはあんまり深く、市民感情を深く捉えないほうが私は良いと思いますから、これは賛成のほうに回ります。

田村委員 市民感情の件ですけど、僕は市民感情を軽くとか重くとかと言うんじゃないくて、言っていることの事実は何かというね、市民感情の背景にある考え方。それをきちんと、そここのところで論議しないとこれから皆さん 5 月、6 月、7 月になって議会報告会で報酬のことをやるわけですね。議員の賞与のこともやるわけですね。そりゃあバンバン出てきますよ。そのときに我々はこういうふうに答えるのかというのは、その非難の中で我々はどれが真実なのか、どれが元とする、聞くべき意見と聞き流してもいい意見というのを我々は見ていかなきゃいけないと思うんですね。だから聞くべき意見には我々はしっかり耳を傾けて、反省すべき点は反省していくことも必要やけども、だから市民感情を重く考えとかいうことは大事だと思うけども、やっぱり市民感情は長尾さんも言われたけども、非常に大切にすべきけども、我々の見る目、判断する目、耳。それをしっかり自分の中で信念として持ってないとやっぱり立ち

向かえないというふうな気はしますよね。市民感情は橋本さんも言われたように、本当に難しいんよね、判断が。と思いますね。

橋本委員 ちょっと今の訂正しますけど、市民感情を軽く受ける、重く受け止めるじゃなしに、その裏付けを言いたかったんですけど、ちょっと言葉足らずで、申し訳ありません。

長尾委員 皆さんありがとうございました。これは、なんと言いますか、自ら減額をされたと。これはもちろん評価というより、むしろ当然じゃなかろうかと思っております。そしてもう 1 点気がかりなのはですね、こういう自らきちっと、トップに立つ人は、物事のけじめをつけてやらないと、職員がよく見ておるんですよ。なんやらかんやら綱紀粛正、職務精励と言いながら、早く言えば、貰うものは貰う。貰っているじゃないか。私は最終的な判断はのちほどさせていただきますけど、どちらかという今回はこの議案については、上げてもらいたくなかったんですよ。おそらく、そのまま上げられないんだらうと私は考えておりました。というのは、今度人事院勧告が、今年も、毎年 8 月頃出るんですけど、どういう、上げるか下げるか、そのときに今回の、議案としてあげなければ、そのときにそうした調整をすればいいことであって、その点がやはり、そういう制度的なものになっておりますので、今回は 100 歩譲っても据え置きでいいんじゃないだろうかという考えは持っておりました。先ほど言いかけましたけど、職員についてはですね、よくトップの意向において、やはりそうしたことから、トップというのはそうした言動についてはきちっとすべきだろうというふうでないと、つついタガが緩んでしまうという状況になろうかと思います。そういうのはやっぱり怖いと。そしてやっぱり、こうした状況について、市民の人でも真剣な人はいろいろよく見ておられる。なんとなく通すものと、注意してよく見てもらえる、いろいろありますけど、そうしたことから、今回は議案として提案はしてほしくなかったなというふうな感じしております。いろいろご意見を聞かせていただきましてありがとうございました。

吉津委員長 ほかにご意見はございませんか。なければ以上で委員間討議を終了します。10 時 20 分より委員会を再開します。

— 休憩 10 : 10 —

— 開会 10 : 20 —

吉津委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 19 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しま

した。最後に、議案第 20 号「長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 2017 年の人事院勧告では国家公務員の給与につきまして月例給、ボーナスのいずれも民間を下回っていたことから公務員の月例給を平成 29 年 4 月にさかのぼって改定することとし、給料表水準を平均 0.2%引き上げるとともにボーナスについても勤勉手当を年間 0.1 月分引き上げるよう勧告したところです。本市におきましてもこれらの情勢を踏まえ、職員組合とも国に準じた内容で改正することで合意したことから、長門市一般職の職員の給料に関する条例の一部を改正するものです。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 20 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 20 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務民生常任委員会を閉会します。どなたもご苦労様でした。